

小売業者の負担改善による 効率的収集運搬の検討について

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会
電気・電子機器リサイクルワーキンググループ
中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会
第13回合同会合

平成19年8月31日

目次

- 1 . 小売業者の負担改善の必要性について
- 2 . 収集運搬料金に関する普及啓発・広報活動の拡大
- 3 . 店頭回収方式（委員提案）の検討について
- 4 . 指定引取場所共有化の実現
- 5 . メーカーによる指定引取場所運営改善
- 6 . 地域小売業者による共同運搬方式の取組促進

1. 小売業者の負担改善の必要性について

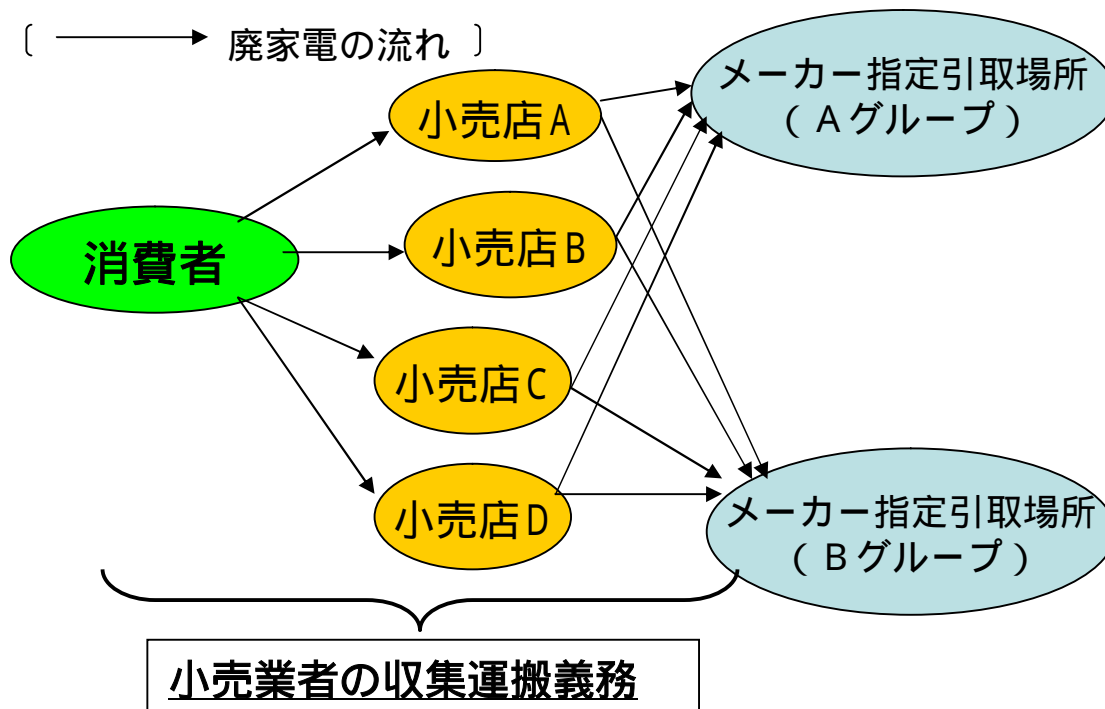
消費者が支払うリサイクル料金には、

- ・メーカーが請求する再商品化等料金（狭義のリサイクル料金）
- ・小売業者が請求する収集運搬料金

の両方がある。

しかし、収集運搬料金については、必ずしも消費者の理解が十分でないとの指摘がある。

また、小売業者の中でも、地域小売業者は、多頻度少量運搬で収集運搬コストが高く、消費者に高額な収集運搬料金を請求せざるを得ないが、小売業者間の激しい販売競争のため、消費者に高額な収集運搬料金を支払ってもらうことが困難との指摘もある。



・ 消費者が料金支払を拒否した時であっても、義務外品の場合であっても、廃家電を引き取った全ての場合において、小売業者はメーカーへの引渡義務が発生する。(リユースを除く)

・ 消費者が料金支払を拒否した場合も、小売業者は商慣行上、引き取らざるを得ないとの指摘があり、小売業者に、相当程度の負担がかかっていると考えられ、その負担改善の検討が必要ではないか。

2. 収集運搬料金に関する普及啓発・広報活動の拡大

小売業者が、消費者に収集運搬料金を確実に支払ってもらえることが、まず重要である。そのためには、国としても、今までの普及啓発・広報活動の施策を拡大していく必要があるのではないか。

その際、消費者団体・メーカー・自治体も、収集運搬料金支払いの重要性について十分に認識しながら、広報活動を行っていくことが必要ではないか。

例えば、

- ・どのようなPRの方法が消費者の収集運搬料金支払い促進に有効か
- ・消費者団体・メーカー・自治体が協力できることはあるか

という点についても、法律上、普及啓発の責務を有する国が検討を行い、消費者団体、メーカーや自治体などと連携し、小売業者の収集運搬に関する広報活動を拡大していくべきではないか。

(収集運搬料金に関する普及啓発の検討例)

国として、消費者団体・メーカー・自治体にも、収集運搬料金の必要性に関する広報活動について、協力を求めながら検討する。

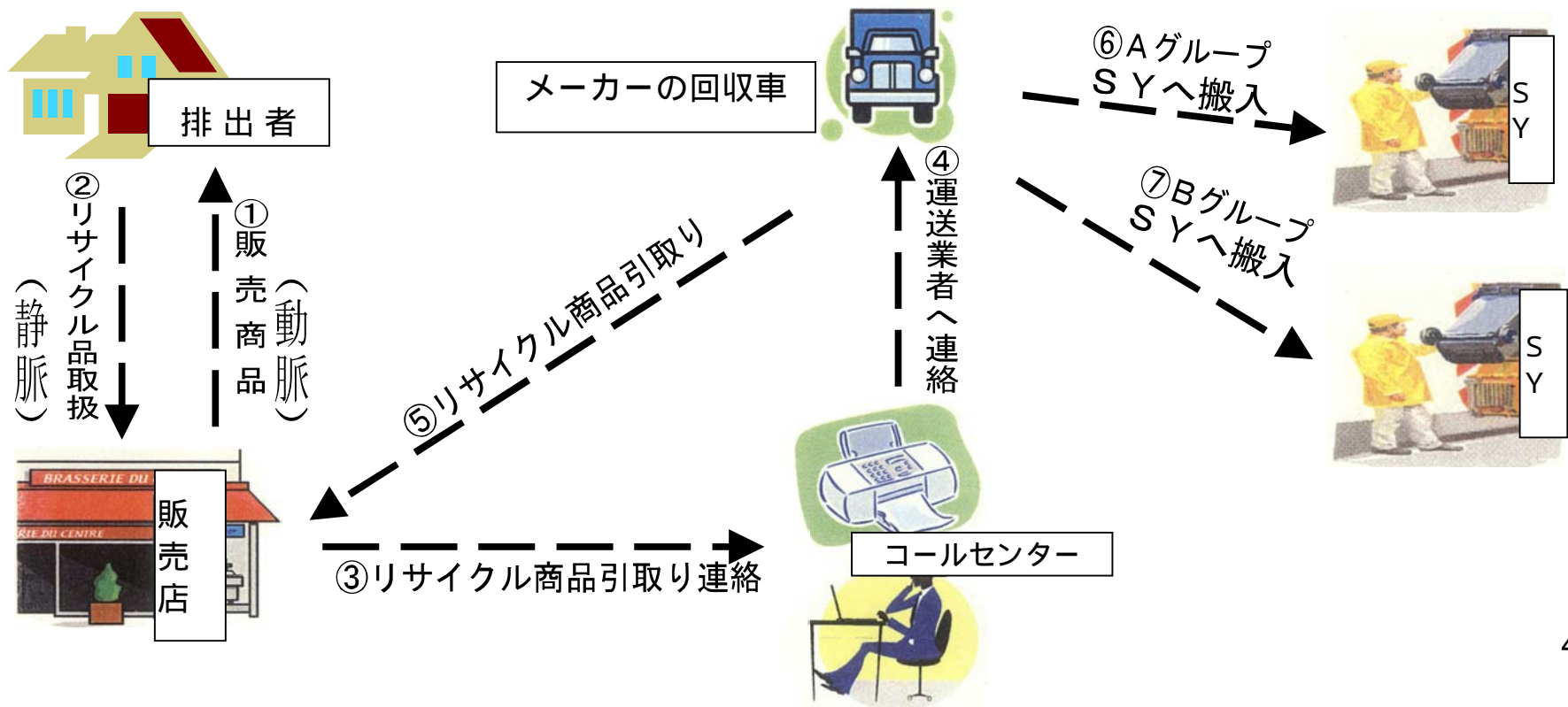
国は、消費者向けリーフレットを大量(例えば100万部程度)作成し、小売業者や自治体とも話し合いながら、幅広く消費者に配布する。

配布後も、消費者からの反応や現場の小売業者の意見を、国として積極的に取り入れ、次年度以降の普及啓発活動にフィードバックしていく。

3. 店頭回収方式（委員提案）の検討について

地域小売業者の収集運搬コスト負担を軽減する方策として、委員から、メーカーによる店頭回収方式が提案されているところ。（下図参照：参考資料3）

（第11回合同会合（H19.7.30）委員提出書面意見より抜粋）



3. 店頭回収方式(委員提案)の検討について

地域小売業者の収集運搬に関して、委員から提案された前頁の店頭回収方式は、
廃家電物流の効率化
消費者負担の公平化
の可能性があると考えられる。

一方、現行制度や関係法令の運用や関係者間協力といった観点から、本提案の趣旨・メリットをどの程度実現できるかについて下記のような検討が必要となるのではないか。

【本提案を検討するにあたって考慮すべき事項】

1. 費用負担の在り方の課題

- (1) 小売業者からメーカーへの費用負担移転になるが、社会のトータルコストに与える影響はどうか。
- (2) 現在メーカーが負担している指定引取場所の管理運営費について、小売業者が指定引取場所となった場合の費用負担は、誰がどのように負担するのか。

2. 制度運用上の課題

- (1) 全国約8万店舗の小売業者が指定引取場所となるが、廃家電の適切な保管や廃家電のリサイクルプラントへの輸送調整など、効率的な物流をどのように確保できるか。
- (2) その他、今後の具体的な運搬スキームの検討過程においての、廃棄物の収集運搬等を含めた関連法令との整合性はとれるのか。

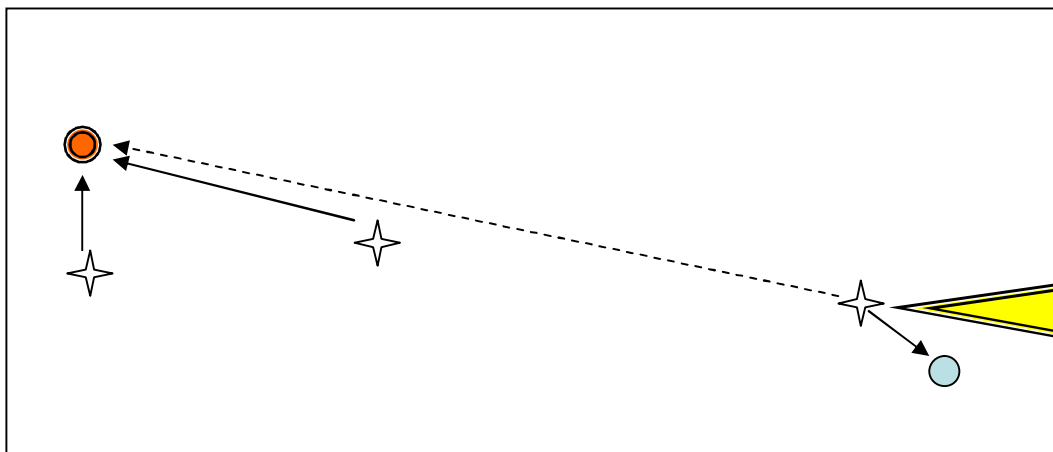
4 . 指定引取場所共有化の実現

第11回合同会合においては、下図のケースのように、指定引取場所のA・B共有化で、小売業者がグループに関わらず最も近い指定引取場所に運ぶことが可能となるため、小売業者にとって輸送距離減少によるコスト減少メリットがあることが議論された。

従って、収集運搬の効率化に著しく反するような場合を除き、メーカーは、原則として全ての指定引取場所の共有化を早期に実現するべきではないか。

また、メーカーが、指定引取場所の共有化を行う際には、小売業者の意見を考慮しながら進めるべきではないか。

● Aグループ指定引取場所 ● Bグループ指定引取場所 ☆ 小売業者

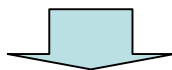


5. メーカーによる指定引取場所運営改善

メーカーは、指定引取場所の運営に関して、家電リサイクル法の遵守 引取業務の効率的な運営 持込み者（小売業者等）に対する顧客満足度向上、を基本に業務を遂行している。

法施行2年目以降は、特に「持込み者（小売業者など）に対する顧客満足度向上」の視点で各種施策を講じており、以下のようなメーカーによる取り組みが進んでいる。

1. 営業日拡大（A・B各32カ所の指定引取場所）
盆休み、年末年始、5月連休（GW）の営業日拡大
2. 受付時間延長（平成19年度の新たな取組み / A・B各32カ所の指定引取場所）
3. 持込み者へのお手伝い（対応可能な指定引取場所にて）
荷降ろし業務迅速化のためのお手伝い
小口持込み者に対する優先的荷降ろし / 並行的荷降ろし

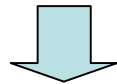


営業日拡大、受付時間延長等、メーカーによる指定引取場所業務の柔軟な対応については、可能な限り多くの指定引取場所において促進し、効率的な収集運搬に資する範囲で、小売業者の収集運搬の負担軽減を図るべきではないか。

6. 地域小売業者による共同運搬方式の取組促進

前述の検討策の他にも、地域の小売業者が集まって、共同で収集運搬を行っている取組事例（宮城県、兵庫県など：参考資料5）があり、これは廃家電の物流効率化の可能性のある取組と考えられる。

しかし、小売業者の費用負担の課題は残るとの指摘もあり、こうした共同運搬方式への地域小売店の参加数は限定的で、共同収集運搬のメリットが達成されていないケースが多い。



従って、地域小売業者が、こうした共同運搬方式を構築しようという場合、これを支援・促進する方策を、国は検討すべきではないか。